

一般社団法人自動車購入協会（J P U C）

自動車買取モデル約款 解説集

2014年11月

一般社団法人自動車購入協会（J P U C）

目次

第1部 表面必須記載事項等	3
表面必須記載事項等	3
第2部 逐条解説	4
第1条 (契約の目的)	4
第2条 (契約の成立時期)	4
第3条 (契約車両の引渡し)	5
第4条 (移転登録書類等の引渡し等)	6
第5条 (支払い条件等)	8
第6条 (契約車両の品質、瑕疵等に関する申告義務)	9
第7条 (担保権等の処理)	10
第8条 (契約の解除)	11
第9条 (契約車両内の残置物の処理等)	16
第10条 (管轄裁判所)	18
第11条 (規定外事項)	18

第1部 表面必須記載事項等

必須記載事項等		備考
契約日	契約日	契約書に双方が署名捺印（記名押印）した日
売主	住所	法人の場合は所在地
	署名捺印（記名押印）欄	—
	年齢（生年月日）	古物営業法（別途確認する場合は不要）
	職業	古物営業法（別途確認する場合は不要）
買主	所在地	—
	名称	—
	押印欄	—
契約車両	メーカー	—
	車種	—
	グレード	—
	車台番号	—
	排気量	—
	色	—
	年式	—
	登録番号	—
	走行距離	—
	メーター交換歴の有無	—
	災害歴の有無	—
	修復歴の有無	—
走行上の不具合	不具合がある場合に記載	
契約金額	売買契約金額	—
引渡期限	車両引渡期限	—
	書類引渡期限	—
支払い	支払期限	日付の記載若しくは 車両と書類の完備から○日以内という記載
	支払方法	現金又は振込み
その他	フォント	表面、裏面とも8ポイント以上を目安とする

第2部 逐条解説

【1】 第1条（契約の目的）

第1条（契約の目的）

本契約は、本契約書表面記載の売主（以下「売主」という。）が、表面記載の買主（以下「買主」という。）に対して、表面記載の車両（以下「契約車両」という。）を表面記載の売買契約金額で売り渡す際の売主及び買主間の権利義務を定めることを目的とする。

趣旨

売主、買主、対象車両、契約金額を明確にし、この契約が売買契約であることを確認する趣旨である。

【2】 第2条（契約の成立時期）

第2条（契約の成立時期）

本契約は、売主が契約車両を買主に売り渡すことに同意し、売主及び買主が本契約書表面の署名欄に署名又は記名押印することにより成立する。また、本契約書を2通作成し、各1通を保管する。

趣旨

消費者が契約の成立を認識していないことによるトラブルを防止する為、契約の成立時期を明らかにする趣旨である。また、消費者が契約後に契約条件を確認できる様、事業者が契約書の控えを消費者に交付することを義務付けている。契約書の作成通数については各事業者の判断によるものとする。

【3】 第3条（契約車両の引渡し）

第3条（契約車両の引渡し）

売主は、買主又は買主の指定する第三者に対して、売主及び買主が合意した車両引渡期限までに売主及び買主が合意した場所（但し、買主の営業所又は売主の住所若しくは居所に限る。）にて契約車両を引き渡し、買主は、これを受け、車両受領証を売主に対し発行する。但し、買主は、移転登録書類等（次条第1項において定義される。）の引渡し及び契約車両に関して債務（ローン残債、自動車税未納金、放置違反金等）があるときの当該債務の完済がなされる時まで、契約車両の引渡しを受けないことができる。

2. 契約車両の運搬費用等は引渡しの時をもって区分し、契約車両の引渡しまでに要する費用は、売主の負担とし、引渡し後に要する費用は買主の負担とする。

趣旨

第3条 第1項

本項は、消費者から事業者に対する契約車両の引渡条件を定めるものであり、引渡期限、引渡場所は事業者が一方的に指定することなく、消費者との合意によって定めるとの趣旨である。（但し、引渡場所については古物営業法の規定により事業者の営業所もしくは消費者の住所、居所でしか認められない）また、契約車両を引き渡したことを消費者が証明できるよう事業者には、契約車両の受領時に車両受領証の交付を義務づけている。

但書については、以下の①②以外の理由により事業者は契約車両の引き渡しを拒むことはできないとの趣旨である。

①移転登録書類の引渡し完了していないこと

②契約車両に関して債務（ローン残債、自動車税未納金、放置違反金等）があるときの当該債務の完済がなされていないこと

第3条 第2項

契約車両の運搬費用等の引渡しにかかる費用の負担を明確にし、契約車両引渡後の費用は事業者が負担することを義務づける趣旨である。

【4】 第4条（移転登録書類等の引渡し等）

第4条（移転登録書類等の引渡し等）

売主は、次の各号に掲げる契約車両の名義変更等に必要な書類のうち、買主が指定する書類（以下「移転登録書類等」という。）を自己の費用と責任において完備し、本契約書表面記載の「書類引渡期限」までに買主に引き渡すものとする。

- （1）契約車両所有者の印鑑証明書、住民票（所有者が法人のときには当該法人の商業・法人登記簿謄本）、戸籍の附票、委任状、譲渡証明書、有効期間内の自動車税納税証明書、その他契約車両の名義変更手続に必要な書類
- （2）自動車検査証
- （3）自動車損害賠償責任保険の証書
- （4）契約車両について使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき同法所定の料金が預託されているときにはリサイクル券
- （5）自動車税の還付に関する委任状、譲渡通知書、譲渡確認書
- （6）自動車損害賠償責任保険料等の還付等に関する委任状
- （7）前各号の他、買主が売主に対し、作成又は交付を依頼した契約車両の所有権移転手続き等に必要な書類

2. 移転登録書類等のうち、印鑑証明書、住民票、商業・法人登記簿謄本、戸籍の附票等、買主が特定した有効期限がある書類については、売主から買主への第3条に基づく契約車両の引渡し及び本条に基づく移転登録書類等の引渡しがいずれも全て完了したときから2ヶ月以上の有効期限があるものとする。

3. 契約車両の名義変更については、買主が一切の責任を負うものとし、売主は、買主又は買主の指定する行政書士等の代理人に対し、契約車両の移転登録手続等に要する書類の作成・交付の代理権又は代行権限を予め付与する。

4. 前項の規定にかかわらず、第1項に定める移転登録書類等の引渡しの後、移転登録書類等が失効、紛失、毀損等したときには、売主は買主からの移転登録書類等の再引渡し請求に協力し、買主は、売主が当該協力のために現実に支出した合理的な範囲の費用を負担する。

趣旨

第4条 第1項

消費者が契約車両の移転手続の為に事業者に提出しなければならない書類と書類の提出期限を明確にする趣旨である。

第4条 第2項

消費者が事業者に提出する書類のうち有効期限のある書類があることを示し、それらの有効期限を定める趣旨である。

第4条 第3項

事業者が移転登録書類を受領した後は、契約車両の名義変更について一切の責任を負うこと、事業者もしくは行政書士等が消費者の代理人として名義変更手続きを行うことを消費者に同意させる趣旨である。

第4条 第4項

本来、消費者が移転登録書類等を再発行する義務はない為、事業者から要請があった際に事業者が再発行にかかる費用を負担することを条件に消費者が再発行に協力することについて予め同意を求める趣旨である。

【5】第5条（支払い条件等）

第5条（支払い条件等）

買主は、本契約書表面記載のとおり売主から買主への第3条に基づく契約車両の引渡し及び第4条に基づく移転登録書類等の引渡しがいずれも完了した後、売主及び買主が合意した期限内に売買契約金額より、次の各号に定める支払いまでに買主に判明した売主が負担すべき債務（以下「未納金等」という。）を差し引いた金額（以下「支払代金」という。）を売主に対して本契約書表面記載の方法により支払うものとする。但し、支払い後に新たに未納金等が判明した場合における、買主の売主に対する損害賠償その他の請求（第8条第3項、第8条第5項に基づく請求を含む。）を妨げるものではない。

（1）契約車両にかかるローン残債総額

（2）その他前号に定めるものの他、支払いまでに買主に判明した売主が負担すべき契約車両にかかる債務

2. 買主は、売主の本契約違反により生じた費用、損害額以外について前項の支払代金債務と相殺してはならない。

3. 売主は、買主が第1項の支払期限までに支払代金を支払わない場合、本契約を解除することができる。この場合、買主は契約車両について契約車両の引渡し時の原状に復する義務を負う。

趣旨

第5条 第1項

契約代金の支払方法、支払期限を明確にする趣旨である。

事業者は契約車両の引渡し及び移転登録書類等の引渡しがいずれも完了した時に同時履行に近い期間（最長でも3営業日以内）で契約代金を支払うものとし、支払方法は現金もしくは振込みとする。

第5条 第2項

事業者は前項各号の債務、この契約に消費者が違反したことで生じた費用、損害額以外を契約代金から予め差し引いて支払うことはできないとする趣旨である。

第5条 第3項

消費者は契約代金が支払われない場合、民法上の契約解除権の存在を知らない可能性が高い為、あえて約款に解除権があることを明記し、万一、契約代金が支払われない場合、消費者が事業者に適切な措置を取ることができるようにする趣旨である。

【6】第6条（契約車両の品質、瑕疵等に関する申告義務）

第6条（契約車両の品質、瑕疵等に関する申告義務）

売主は契約車両につき、本契約締結時の自己に判明している範囲でその使用状況、品質、瑕疵の有無及び程度等を誠実に買主に対し申告しなければならないものとする。

2. 売主及び買主は、本契約書の所要事項を正確かつ確実に記載、申告を行なうものとし、記載漏れ、誤記載、虚偽の記載等のないように留意するものとし、記載漏れ等を発見したときは、直ちに相手方に報告し、訂正しなければならない。

趣旨

第6条 第1項

消費者は事業者に対し、車両状態を申告する義務を負うことを明確にしたうえで、申告の範囲は「知りうる限りの範囲」とし、消費者にこれ以上の申告義務を課してはならないとする趣旨である。消費者が申告する内容としては、走行メーター交換の有無、災害歴の有無、修復歴の有無、走行上の不具合、その他契約車両の車両価値に影響がある事項である。

第6条 第2項

消費者は本契約書に車両状態を正確に記載、申告し、誤りがあった場合は訂正する義務を負うことを明確にしたうえで、逆に事業者も誤りがあることを知りながら、訂正を求めないことは許されないとする趣旨である。

【7】第7条（担保権等の処理）

第7条（担保権等の処理）

契約車両に関して債務があるときには、売主は、直ちに当該債務を完済しなければならないものとする。

2. 契約車両につき、譲渡担保権等の担保権の設定又は差押え等（以下「担保権等」という。）の事実が判明したときには、売主は、買主が当該事実を知った日から10日以内に担保権等を消滅させる処理を行なうものとする。

3. 前項の処理に要する費用は、売主の負担とする。

趣旨

第7条 第1項

契約車両に債務がある時は、消費者に完済する責任があることを明確にする趣旨である。

第7条 第2項

何らかの事情により担保権等の解除手続等が出来ない場合、解除手続等について消費者が責任を負うことを明確にする趣旨である。従って事業者が消費者に代わって所有権解除手続を行うことを妨げるものではない。

第7条 第3項

契約車両に設定されている担保権等の解除手続等にかかる費用は消費者が負担することを明確にする趣旨である。

【8】第8条（契約の解除）

第8条（契約の解除）

次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、買主は売主に協議を求めるとし、両者で十分な協議を行ってもなお合意に至らなかった場合又は協議が不能なときは、買主は売主に催告し（第5号及び第6号の場合、催告は不要）本契約を解除することができる。

- （1）売主が、第3条の定めに従い車両引渡期限までに契約車両を引き渡さないとき
- （2）売主が、第4条の定めに従い書類引渡期限までに移転登録書類等を引き渡さないとき
- （3）売主が、買主に対し、金銭債務を負担している場合（買主が売主に代わり契約車両にかかる未納金等を支払った場合等）で当該債務の弁済をしないとき
- （4）前条第2項の担保権等を消滅させる処理がなされないとき
- （5）契約車両につき、中古自動車取引業界における一般的かつ標準的な車両検査（修復歴の基準については一般財団法人日本自動車査定協会が定める基準、走行距離に関する瑕疵においては一般社団法人日本オートオークション協議会への照会を実施）において判明しない瑕疵があることが判明したとき
- （6）本契約締結日から第3条の契約車両の引渡しまでの間に契約車両に買主の責めに帰さない破損等の変化が生じたとき

2. 買主は、前項を除き、契約車両に修復歴があることを原因として、本契約を解除することはできない。

3. 第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合に買主に損害が生じたときには、買主は、第1項の解除と同時又は解除をすることなく、かかる損害（実際に発生した損害に限る。逸失利益は含まれない。）の賠償を請求することができるものとする。但し、第1項の解除をすることなく損害の賠償を請求する場合、買主は契約車両をオートオークションで売却し、契約車両の資産価値を確定したうえで、損害額を算定し損害の賠償を請求しなければならない。

4. 第1項の解除権及び第3項の損害賠償請求権の行使期間は買主が、第1項各号に掲げる事由に該当することを知った時から3ヵ月間とする。

5. 売主が次の各号のいずれかに該当した場合には、買主は何時でも売主に対し事前に通知又は催告を行なうことなく、直ちに本契約を解除することができ、買主に損害が生じたときは、解除と同時に解除をすることなく、買主は売主に対し、かかる損害（逸失利益を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

- (1) 監督官庁から事業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (2) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- (3) 事業の廃止又は休止をしたとき
- (4) 資本減少、合併又は会社分割の決議をしたとき
- (5) 自己の財産につき、第三者より仮差押、仮処分、強制執行等の債権保全行為を受け契約の履行が困難と認められるとき
- (6) 破産、特別清算、民事再生、会社更生手続、その他これらに類する諸手続等の申し立てを受け又は自ら申し立てたとき
- (7) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき又は金融機関から取引停止処分を受けたとき
- (8) 振り出した手形又は小切手が、不渡りとなったとき
- (9) 買主への著しい背信行為や社会的信用を損なう行為を実行し又は計画したとき
- (10) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、その他これらに準ずるものをいう。）に該当することが判明したとき

6. 売主は本契約締結日から第3条に定める契約車両の引渡しを行った日の翌日までは、買主に通知することにより何等の負担なく本契約を解除することができるものとする。

7. 解除事由のいかんを問わず、売主又は買主により本契約が解除された場合、買主は売主に対し、解除日から7日以内に、買主が既に第5条の支払代金を支払っているときは支払代金の返還及び損害賠償（但し、第6項の解除の場合、損害賠償は発生しない。以下本条において同じ。）の支払いを求めることができるものとする。

8. 本契約の解除時において買主が契約車両を受領している場合、買主は、売主からの支払代金の返還及び損害賠償の支払いが完了するまで契約車両を留置できるものとする。なお、売主からの支払代金の返還及び損害賠償の支払いがなされたときは、買主は売主に対し、当該返還日から7日以内に、買主の指定する日時に売主が契約車両を引き渡した場所において契約車両を引き取ることを請求することができるものとする。

9. 解除事由のいかんを問わず、売主又は買主により本契約が解除されたにもかかわらず前項の期限内に売主が支払代金の返還及び損害賠償の支払いをしないとき、又は、売主が正当事由なく契約車両を引き取らないときは、買主は、契約車両を任意に処分し、契約車両を任意に処分した代金を支払代金及び損害に充当することができ、残余がある場合は、売主に交付する。

趣旨

第8条 第1項

事業者からの契約解除は本項及び第5項に定める事由に該当した場合に限る。本項の解除については各事由に該当しただけでは解除できず、事業者は消費者に協議を求め、両者で十分な協議を行ってもなお合意に至らなかった場合又は協議が不能なとき（第1号、第2号、第3号、第4号については更に催告が必要）に初めて解除が可能となることを明記し、事業者はいたずらに契約を解除しないとする趣旨である。

瑕疵担保に基づく契約解除、損害賠償請求は、第5号に記載の範囲とし、事業者の査定見落としについては対象とせず、中古自動車取引業界における一般的かつ標準的な車両検査において判明しない瑕疵であるか否かについては、中古自動車オークション会場において、車両検査を担当するものが通常有している車両検査能力を基準として判断する。

- ・ 査定見落としに該当しないもの

車台番号打刻部分をくり抜かれ、くり抜いた部分に別の車両の車台番号打刻部分を付けられた車台番号改ざん車

- ・ 査定見落としに該当するもの

現車、車検証、点検整備記録簿を一見すれば、分かるもの

傷、凹み、補修跡、板金跡、骨格部分の修正や損傷に当たらない外装ダメージ

第8条 第2項

前項第5号の場合を除き、契約車両に修復歴があることを原因として事業者は本契約を解除してはならないとする趣旨である。

第8条 第3項

事業者は、第1項の事由に該当したことにより事業者に損害が発生した場合、第1項の解除と同時にまたは解除をすることなく消費者に対し損害賠償を求めることができることを明確にする趣旨である。但し、損害賠償の請求範囲は、実際に発生した損害に限るものとし、想定利益等の逸失利益の請求を行ってはならないとしている。また、「但し」以下については、昨今、修復歴があると知りながら買い取り、後日、修復歴を原因に減額請求をするといった悪質事業者によるトラブルが発生している為、事業者が契約解除をすることなく損害賠償を請求する場合は、オークションでの売却後に請求をしなければならぬとする趣旨である。

第8条 第4項

事業者からの第1項の契約の解除及び前項の損害賠償請求は、事業者が第1項各号の事由が生じたことを知ったときから、3ヶ月以内に行わなければならないとする趣旨である。

第8条 第5項

事業者からの契約解除及び損害賠償の請求は、本項及び第1項に定める場合に限るが、本項各号による解除は事前の協議、通知催告なく行うことができ、損害賠償の請求範囲は、逸失利益を含めることができる趣旨である。

第8条 第6項

事業者が即決を迫り、消費者が冷静な判断ができない状態で契約し、後日、キャンセルができないといったトラブルが発生している為、消費者に契約車両引渡日の翌日まで無償キャンセル期間を与える趣旨である。消費者から事業者に対する契約解除の意思表示は到達主義とし、契約車両の引渡日の翌日が休業日である場合は、翌営業日までを無償キャンセル期間とする。

第8条 第7項

契約が解除された後、消費者が契約代金をすでに受け取っている場合は代金の返還、損害が発生している場合は損害の賠償が必要となるが、それらの支払いについて7日以上の猶予期間を設ける趣旨である。

第8条 第8項

契約が解除された後、事業者がすでに契約車両を受け取っている場合は、消費者への契約車両の返還が必要となるが、事業者は、消費者からの契約代金の返還、損害賠償の支払いが確実になされることを担保する為、それらの支払いがなされるまで契約車両の返還を拒むことができるとする趣旨である。また、「なお」以下については消費者に契約車両を引き取る意思がなく、事業者が契約車両を長期に渡り保管しなければならない状況を回避する為、消費者に対し7日以上の期間を与えて引き取りを求めることができるとする趣旨である。

第8条 第9項

契約が解除された後、消費者によって契約代金の返還、損害賠償の支払い、契約車両の引き取りがなく、事業者が契約車両の保管義務だけを負う状態を回避する為、事業者は、任意に契約車両を処分し、処分代金を契約代金や損害賠償額に充てることができるとの趣旨である。但し、本項による契約車両の処分は最終手段であり、事業者は消費者によって引き取りや支払いがなされるよう努力をする必要がある。

【9】第9条（契約車両内残置物の処置等）

第9条（契約車両内残置物の処置等）

売主は、第3条の契約車両引渡しの際、原則として、契約車両に残置物なく、引渡すものとする。万一、引渡後の契約車両に残置物がある場合、買主は、売主が残置物について、所有権及び占有権を放棄したものとみなし、残置物を任意に処分することができる。

2. 売主は、カーナビゲーション等の情報記録機能を有する機器（以下「情報機器」という。）を装備した状態のまま契約車両を買主に対して引き渡す場合、売主の責任において情報機器の初期化等を行なうものとする。

3. 売主が、車両内に残置物を残置したこと及び情報機器の情報消去を怠ったことにより当該残置物及び当該情報機器に記録された情報が第三者に提供され、売主に損害が発生した場合であっても、買主は責任を負わない。

4. 前各項の定めは本契約が無効、取消し、又は解除された場合であっても有効とする。

趣旨

第9条 第1項

消費者が契約車両に残置物がない状態で、引き渡す責任を負うことを明確にし、万一、残置物があった場合は、事業者が処分できるとする趣旨である。

しかしながら、本項については、あくまでも消費者に連絡したが連絡が取れない場合等の最終手段を定めたものであり、残置物があった場合、事業者は消費者に連絡する等して処分の意思を確認する努力が求められる。

第9条 第2項

契約車両に付いているカーナビ等に保存された情報の初期化は消費者の責任において行うことを明確にする趣旨である。

しかしながら、トラブル防止の為、事業者は自主的にカーナビ等の情報が初期化されているか確認を行うとともに初期化されていない場合は初期化を行う等の努力が求められる。

第9条 第3項

残置物を残置した状態、カーナビ等に情報が入った状態で消費者が事業者から契約車両を引き渡し、契約車両がそのまま流通にのせられ、第三者に情報が渡ったことで消費者に損害が発生したとしても事業者は責任を負わないことを明確にする趣旨である。第1項、第2項の解説に記載のとおり、事業者は残置物については消費者の許可を得たうえで処分をし、カーナビ等の情報については初期化を自主的に行い、トラブルに発展しないような努力が求められる。

第9条 第4項

消費者から事業者へ既に契約車両が引渡された後に何らかの理由により契約が終了した場合、残置物の処理や情報の初期化の問題は発生している為、第1項、第2項、第3項の消費者との合意は契約が終了しても有効であることを定める趣旨である。

【10】 第 10 条（管轄裁判所）

第 10 条（管轄裁判所）

本契約に関し売主及び買主間で紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは訴額に応じ、売主の住所地の地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは、売主の住所地の簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

趣旨

消費者は事業者の所在地が遠方である場合、調停や訴訟の希望があるにもかかわらず、泣き寝入りせざるを得ないことがある為、消費者の住所地を管轄する裁判所を調停や訴訟の管轄裁判所とする趣旨である。

【11】 第 11 条（規定外事項）

第 11 条（規定外事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、関係法令を斟酌して、その都度、売主及び買主は誠意をもって協議し、解決するものとする。

趣旨

この契約に定めのない事項や解釈に疑義があった場合は、事業者及び消費者が誠実に協議し、問題解決を図ることを明確にする趣旨である。

以 上